

国立感染症研究所

村山庁舎

消防計画

平成26年 3月 7日

国立感染症研究所村山庁舎消防計画

目 次

第 1 章	総 則	・・・・・・・・・・	1
第 2 章	予 防 管 理 対 策	・・・・・・・・・・	3
第 3 章	自 衛 消 防 活 動 対 策	・・・・・・・・・・	5
第 4 章	地 震 対 策	・・・・・・・・・・	8
第 5 章	大 規 模 地 震 対 策	・・・・・・・・・・	10
第 6 章	帰 宅 困 難 者 対 策	・・・・・・・・・・	10
第 7 章	防 災 教 育 及 び 訓 練 等	・・・・・・・・・・	12
第 8 章	防 火 ・ 防 災 管 理 業 務 の 一 部 委 託	・・・・・・・・・・	12
第 9 章	災 害 対 策	・・・・・・・・・・	13
附 則		・・・・・・・・・・	14
	防火担当責任者及び担当区域	<別記 1> ・・・・・・・・・・	15
	火元責任者及び担当場所	<別記 2> ・・・・・・・・・・	16
	自主点検の組織及び任務	<別記 3> ・・・・・・・・・・	21
	建物及び火気使用設備器具等の点検の基準	<別記 4> ・・・・・・・・・・	22
	自衛消防隊の編成及び任務	<別記 5> ・・・・・・・・・・	23
	火災等災害発生時における緊急情報伝達先	<別記 6> ・・・・・・・・・・	24
	夜間及び休日における自衛消防活動要領	<別記 7> ・・・・・・・・・・	25
	消防訓練の内容等	<別記 8> ・・・・・・・・・・	26
	防火・防災管理業務の委託状況表	<別表 1> ・・・・・・・・・・	28
	特別管理区域等における消火方法等について	<別表 2> ・・・・・・・・・・	29
	一般実験室棟における消火方法等について	<別表 2-2> ・・・・・・・・・・	32
	備蓄リスト	<別表 3> ・・・・・・・・・・	33
	施設チェックリスト	<別表 4> ・・・・・・・・・・	34
	国立感染症研究所村山庁舎避難経路図	(別図) ・・・・・・・・・・	35
	火災予防のための組織編成図	・・・・・・・・・・	36
	防災委員会構成表	・・・・・・・・・・	37
	自衛消防訓練通知書(北多摩西部消防署宛)	・・・・・・・・・・	38

消防法第8条第1項に基づき国立感染症研究所村山庁舎における防火・防災管理業務について必要な事項を次のとおり定める。

平成26年3月7日

国立感染症研究所村山庁舎

# 国立感染症研究所村山庁舎消防計画

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき国立感染症研究所村山庁舎（以下「村山庁舎」という。）における防火・防災管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

### (消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、村山庁舎に出入りするすべての者に適用するものとする。

2 この計画に定めるもののほか、病原体等、放射性物質及びその他危険物等にかかる防災等対策については、次の各号に掲げるものに定めるところによる。

- (1) 国立感染症研究所病原体等安全管理規程
- (2) 国立感染症研究所放射線障害予防規程
- (3) 国立感染症研究所組換えDNA実験実施規則
- (4) 国立感染症研究所動物実験実施規程
- (5) 国立感染症研究所実験動物管理運営規程
- (6) 国立感染症研究所有害化学物質安全取扱要領

### (管理権原者、防火・防災管理者及び防災センター長)

第3条 管理権原者（国立感染症研究所長）は、村山庁舎内の防火・防災管理業務について、すべての責任を負うものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を有する者を防火・防災管理者として選任し、防火・防災管理業務を行わせるものとする。

3 管理権原者又は国立感染症研究所副所長（以下「副所長」という。）は、防火・防災管理者がこの消防計画を作成及び変更する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 防火・防災管理者は、総務部業務管理課長（以下「業務管理課長」という。）とし、この計画の実施におけるすべての事務は、総務部業務管理課管理係において行うものとする。

5 防火・防災管理者は、消防法施行規則第3条第8項に準拠し、防火・防災業務の拠点として管理棟1階警備員室に防災センターを設置するものとする。

6 防火・防災管理者は、防災センター長を選任し、防火・防災業務の一部を委任するものとする。

### (防火・防災管理者の権限及び業務)

第4条 防火・防災管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
  - (2) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練並びに防火・防災教育の実施
  - (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
  - (4) 消火用設備等の点検整備の実施及び監督
  - (5) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
  - (6) 増改築、修繕、模様替え等の工事の立会い及び監督
  - (7) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定
  - (8) 設備、備品等の地震による転倒、落下等の防止措置の指導監督
  - (9) 管理権原者及び副所長に対する助言及び報告
  - (10) その他防火・防災管理上必要な業務
- 2 防火・防災管理者は、第12条に定める防火担当責任者及び第13条に定める火元責任者に対し、所要の措置を求め、又は指示することができる。

(消防機関等への報告、連絡)

第5条 防火・防災管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (5) 教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火・防災管理について必要な事項

(防災委員会の設置)

第6条 村山庁舎に、火災等の防災に関する重要事項を審議するため防災委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は副所長、副委員長は業務管理課長(防火・防災管理者兼自衛消防副隊長)をもってあてる。
- 3 委員は、総務部業務管理課課長補佐、同検定業務専門官、同管理係長、同会計係長、村山庁舎に配置されている部等の部長、ウイルス第一部第一室長、ウイルス第二部第二室長、感染病理部第二室長、病原体ゲノム解析研究センター第一室長、バイオセーフティ管理室長、動物管理室長、放射能管理室長、感染症疫学センター第五室長、エイズ研究センター第二研究グループ長及び防火・防災管理業務一部委託者その他委員長が必要と認めた者。
- 4 委員会の庶務は、管理係において処理する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、原則として毎年9月1日の防災の日に合わせて開催するものとし、その他必要に応じて委員長が召集する。

(審議事項)

第9条 委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の構造及び避難施設並びに消防用設備等の維持管理に関すること。

- (3) 自衛消防組織の設置及び装備等に関する事。
- (4) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する事。
- (5) 火災の際の隣接防火対象物との応援協定に関する事。
- (6) 消防施設の改善強化に関する事。
- (7) 防災上必要な教育に関する事。
- (8) その他防災に関する事。

## 第2章 予防管理対策

### (予防管理組織)

第10条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検、検査を実施するための組織とする。

### (火災予防のための組織)

第11条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火・防災管理者のもとに、防火担当責任者及び火元責任者を置く。

### (防火担当責任者及びその業務等)

第12条 防火・防災管理者の業務を分担して補助するため、防火担当責任者を置く。

2 防火担当責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 防火・防災管理者の補佐

(2) 担当区域内の火元責任者に対する防火・防災管理業務の指導及び監督

3 防火担当責任者及びその担当区域は、別記1に定めるところによる。

### (火元責任者の業務)

第13条 防火担当責任者の業務を分担して補助するため、火元責任者を置く。

2 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

(1) 防火担当責任者の補佐

(2) 担当場所の火気管理

(3) 担当場所の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物設備等及び消防用設備等の日常における維持管理

(4) 地震等における火気使用設備器具の安全確認

(5) 担当場所の避難口及び通路等の日常における維持管理

3 火元責任者及びその担当場所は、別記2に定めるところによる。

### (火気等の使用制限等)

第14条 防火・防災管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

(1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定

(2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定

(3) 危険物類(実験用、業務用危険物を含む)の貯蔵、取扱場所の指定

(4) 工事中の火気使用の禁止及び制限

(5) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限

(6) その他火災予防上必要と認められる事項

(火気等使用時の遵守事項)

第15条 村山庁舎において火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は指定された場所以外では使用してはならない。
- (2) 指定場所以外で臨時に火気を使用する場合は、事前に防火・防災管理者の承認を得るとともに器具を点検し、可燃物の周囲では使用しないこと。
- (3) 危険物類を指定以外の場所で使用する場合は、使用危険物の品名、数量等を防火・防災管理者へ事前に連絡し承認を得るとともに使用残量及び容器は必ず返納すること。
- (4) 庁舎内は、禁煙とし、指定された場所以外では喫煙しないこと。また、灰皿には必ず水を入れて使用すること。

(工事人等の遵守事項)

第16条 村山庁舎内において工事等を行う者は、事前に工事計画を防火・防災管理者へ提出し、火災予防上必要な指導を受けるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接等の火気を使用する工事を行う場合は、消火器等を配置すること。
- (2) 指定された場所以外では、喫煙、たき火等を行わないこと。
- (3) 危険物類の持ち込み又は使用については、その都度防火・防災管理者の承認を得ること。
- (4) 火気管理は、作業所ごとに責任者を指定して行うこと。
- (5) その他火災予防上必要な事項

(建物等の自主点検検査)

第17条 防火・防災管理者は、設備等の適正な機能を維持するため、建物、火気使用設備器具等の検査及び消防用設備等の点検を実施しなければならない。また、平素における維持管理は各火元責任者が行うものとする。

- 2 点検班の組織及び任務は、別記3に定めるところによる。
- 3 点検及び検査は、別記4の基準にしたがい実施するものとする。

(点検検査結果の記録及び報告)

第18条 前条に定める点検及び検査を実施した点検検査員は、その結果を防火・防災管理者に報告し、報告書等は5年間保存するものとする。

- 2 防火・防災管理者は、自主点検の結果を管理権原者、副所長及び北多摩西部消防署長に報告すること。また、3年に一度総合点検結果を北多摩西部消防署長に報告すること。

(不備欠陥箇所の改修)

第19条 防火・防災管理者は、点検又は検査の結果発見された不備欠陥箇所について、できる限り速やかに改修等必要な措置を講じなければならない。

(放火防止対策)

第20条 防火・防災管理者は、次の事項に留意し放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 出入りする者に対する呼びかけ及び監視等の強化を行う。
- (3) 不法侵入者の監視を行う。
- (4) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物の整理、整頓を行う。

### 第3章 自衛消防活動対策

#### (自衛消防隊の設置)

第21条 村山庁舎の自衛消防組織として、自衛消防隊を設置し、自衛消防隊長（以下「隊長」という。）は防災センター長とし、同副隊長（以下「副隊長」という。）は総務部業務管理課長とする。

2 自衛消防隊員（以下「隊員」という。）の指定ならびに編成は別記5のとおりとする。

#### (隊長、副隊長の権限と任務)

第22条 隊長は、自衛消防隊が災害活動に従事する場合は一切の権限を有するとともに自衛消防隊の機能を有効に発揮できるよう指揮統率する。

2 副隊長は、隊長を補佐し隊長不在の場合はその任務を代行する。

#### (自衛消防隊の活動)

第23条 自衛消防隊の活動は、別記5に定める組織、任務により活動するものとする。

#### (自衛消防本部の設置)

第24条 自衛消防本部（以下「本部」という。）は、原則として防災センターに置き、一切の通報を受け、消防機関への通報、庁舎内への非常放送等、職員等の人命安全のための避難誘導を最重点とした体制をととのえ、別記5に定める任務を遂行する。

2 本部には、庁舎平面図、職員名簿、消防計画、緊急連絡先一覧表等の関係資料を準備し、災害状況の把握と活動上の指揮命令、報告連絡体制の確立を図ること。

#### (通報連絡等)

第25条 火災等の災害を発見した者は、直ちに近隣の者及び防災センター（内線3211）に、その現場及び状況を通報するものとする。通報を受けた防災センターに勤務する防火・防災管理業務受託者（別表1）は、直ちに消防機関「119」に通報するとともに防火・防災管理者（内線3201）にも通報する。

2 防火・防災管理業務受託者は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、防火・防災管理業務受託者の1名が直ちに現場に急行のうえ状況を確認し自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等で玄関受付に通報する。

3 防火・防災管理業務受託者は、火災を確認後、直ちに消防機関「119」に通報するとともに、非常放送設備により庁舎内に火災発生現場の状況等を周知する。

4 通報連絡班員は、本部に集合し、消防機関への通報の確認、火災の状況の変化に伴う非常放送、隊長の指示命令の伝達及び別記6により関係者への連絡を行う。

5 隊長は、消防機関への通報により公設消防隊が到着した時は、火災の延焼状況、危険物品の有無、逃げ遅れの有無及び別表2及び別表2-2に定める情報等を報告し、出火場所への誘導を行う。

#### (消火等の活動)

第26条 初期消火班員は、消火器又は屋内消火栓等を活用して、適切な初期消火を行うとともに火災の拡大防止にあたる。

2 初期消火は、別表2及び別表2-2によるものとする。

#### (避難誘導活動)

第27条 避難誘導班員は、別図の避難経路図により誘導にあたるものとする。

- 2 火災発生にともなう避難は、出火階及び出火上層階は原則として屋外階段又は出火反対側階段を、出火階以下の階にあつては、屋内階段を使用して避難するものとし、屋上への避難及びエレベーターによる避難は行わないものとする。
- 3 避難誘導にあつては、拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して職員等に避難方向及び火災等の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。  
なお、火災発生による場合は、出火上層階の職員等を最優先に避難させる。
- 4 避難誘導班員は、出火棟の避難が終了したならば、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を必ず行い、本部へ報告する。
- 5 避難器具の活用は他に避難手段がない場合とし、地上との連携を密にして活用する。

#### (安全防護措置)

第28条 安全防護班員は、火災等の災害時における安全防護措置として、ボイラー・エレベーターの運転停止、火気使用器具の使用停止及び各階防火戸、防火シャッター、防火ダンパー、排煙口の操作等の措置を講ずるものとする。

#### (応急救護)

第29条 救護所は、原則として本部に設置する。

- 2 応急救護班員は、負傷者等の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡のもとに、速やかに負傷者を所定の病院に搬送できるように適切な対応をとるものとする。
- 3 応急救護班員は、負傷者の所属、職名等、氏名、傷病程度、搬送先等の必要事項を記録しておくものとする。
- 4 応急救護班員に指名されている医師である職員は、火災等の災害時には必ず救護所に詰めるものとする。

#### (休日、夜間における活動体制)

第30条 休日、夜間は、防火・防災管理業務受託者を指揮者とし、別記7の編成により次の諸活動を行う。

- (1) 火災等災害を発見した者、又は防火・防災管理業務受託者が現場からの通報又は火災報知機その他の方法により火災を覚知した場合は、直ちに次の措置を行う。
  - ア 消防機関(119番)に通報し、所内一斉に警報を鳴らす。
  - イ 所内に勤務者がいる場合は、全館放送で連絡し応援を求める。
  - ウ 別に定める緊急連絡先一覧表に基づき防火・防災管理者等関係者へ急報する。
- (2) 初期消火
  - ア 火災等災害を発見した者又は防火・防災管理業務受託者は、保守管理請負者及び在庁者を指揮して消火器、屋内消火栓等を活用し初期消火を行う。
  - イ 公設消防隊が到着した時は、火災発見の状況、延焼状況及び別表2及び別表2-2に定める情報等を報告し、出火場所への誘導を行う。

(自衛消防隊の装備機材)

第31条 自衛消防隊の装備機材及び管理は、次によるものとする。

(1) 装 備

	消 防 隊 用 装 備		
	装 備 名	保管場所	数量
個 人 用 装 備	防火衣	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	4着 4着
	消防用ヘルメット	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	4個 4個
	消防用長靴	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	4足 4足
	警笛	管理棟防災センター	10個
	携帯用照明器具	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	4個 4個
隊 用 装 備	消火器 (ABC)	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	3個 2個
	携帯用拡声器	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	3個 2個
	災害救助用工具	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	1式 1式
	救助用ロープ (30m)	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	3本 2本
	標識用ロープ (200m)	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	1巻 1巻
	応急救護資材等 (薬品、包帯、三角巾、タオル、ガーゼ等)	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	2式 1式
	担架	管理棟防災センター 設備棟中央監視室	1個 1個

(2) 装備の管理

消防隊の装備は、(1)にある保管場所で保管するものとする。

装備の点検・管理は業務管理課管理係と防火・防災管理業務受託者が協力して行うものとする。

(応援出動)

第32条 隊長は、村山庁舎に隣接する施設及び居住者から火災等の災害に対し応援要請を受け、必要と認めた場合は、自衛消防隊を出動させるものとする。

(消防用設備等の配置略図の掲示)

第33条 防火・防災管理者は自衛消防活動が円滑に行われるよう棟又は階ごとに消防用設備等の配置図及び自衛消防隊の組織図を作成するとともに要所に掲示し職員等に周知するものとする。

## 第4章 地震対策

(地震予防措置)

第34条 防火・防災管理者は、地震時の災害を予防するため、第18条に基づく各種点検、検査に合わせ次の事項を行うものとする。

- (1) 建築物に取付けられた工作物の落下防止措置及び避難通路の確保
- (2) 集積された実験器材等の転倒及び落下防止措置の確認
- (3) 消火用水利等の周辺における消防活動上必要な面積の確保
- (4) 火気使用設備器具等の対震安全装置の作動状態の点検、整備
- (5) 火気使用設備器具の周囲に転倒又は落下するおそれのある物品の有無
- (6) 危険物施設における緩衝装置等の機能確認
- (7) 容器等に保管中の危険物等の転倒防止措置及びその確認
- (8) 接触、混合による発火等のおそれのある危険物類が同一場所に保管されているか否かの確認
- (9) 運転中の各種機械の非常停止装置の機能確認

(地震時の活動)

第35条 防火・防災管理者は、地震が発生した時は第3章を準用するほか、次の措置を各対象者に指示する。

指示する対象者	措 置 ( 行 動 ) 内 容
全 職 員	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 実験中の各種機器を停止し、安全な場所に避難する。</li><li>○ 事務等の執務中の者は、机等の安全な場所に身を寄せる。</li><li>○ 建物外にいる者は、建物等から離れ、落下物に注意する。</li></ul>
各火元責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 火気使用設備器具の使用停止及び確認を行う。</li><li>○ 危険物施設の各バルブの閉鎖措置を行う。</li><li>○ 建物、機械器具等の異常の有無の確認を行う。</li></ul>

2 村山庁舎内の各種実験機器等については、異常の有無をチェックし、安全を確認したのち業務を開始させること。

(地震対策備品)

第36条 地震に備え別表3のとおり備品等を常時準備し、管理係において管理保管するものとする。

(対策本部)

第37条 防火・防災管理者は、被害を伴う地震が発生した場合は、第3章を準用するほか防災センター長を本部長、業務管理課長を副隊長とする対策本部を、原則として防災センターに設置するものとする。

2 対策本部の構成員は、防火担当責任者及び別記5のとおりとする。

(避難)

第38条 地震時の避難は、次によるものとする。

(1) 避難場所

- ア 避難場所 雷塚公園 (別図のとおり)
- イ 広域避難場所 武蔵村山市立雷塚小学校(雷塚公園隣)

(2) 避難の方法

- ア 避難開始は、防災機関の避難命令又は本部長の命令により行う。
- イ 避難は、玄関前に集結し、人員確認後整然と避難する。
- ウ 避難は、先頭と最後尾に避難誘導班員及び通報連絡班員を配置する。
- エ 避難は、全員徒歩とする。

(震災に備えての事前計画)

第39条 周辺地域との協力体制として、周辺施設(東京都武蔵村山市立雷塚小学校、都立村山特別支援学校、社会福祉法人鶴風会東京小児療育病院、みどり愛育園など)と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助、救護活動等に関する協力体制の確立を図る。

- 2 火災予防、火災発生時および地震発生時の対策を居住者、従業員又は近隣住民に呼びかける。
- 3 建物等の下敷きになっている人やけが人を発見した場合は、自衛消防隊長に報告し協力して救出活動を行う。
- 4 机、ロッカー、冷蔵庫、実験器材等の転倒防止を図る。

(震災時の活動計画)

第40条 周辺地域への協力として、必要に応じ自衛消防隊長の指示により、人員、防災資器材を動員して、周辺地域の消火活動、救助、救護活動を行う。

- 2 防災関係機関の避難命令により、広域避難場所に避難する。
- 3 「警戒宣言」が発令された場合は、火気の使用を制限し、監視を厳しくする。
- 4 デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等からの情報を収集する。

(施設再開までの復旧計画)

第41条 地震後の復旧計画は次により行うものとする。

- (1) ガス、電気、上下水道、電話等のライフライン関係が使用不能になった場合の対策として飲料水、カセットコンロ、非常照明を準備しておく。
  - (2) 事務、研究業務再開時は、火気使用設備等の破損状況を検査し、安全確認後使用する。
  - (3) 復旧作業は、安全確保後計画的に行う。
- 2 二次災害の防止として次の事項を行う。

- (1) 火気使用器具及び電気器具等の火災予防点検の実施、点検結果の使用禁止処置の周辺徹底を図る。
- (2) 危険物品の火災予防点検の実施、安全な場所への移管又は立ち入り禁止を設定する。
- (3) 消防設備等の点検を実施し、実態を把握する。
- (4) 使用できる消火器は、安全で使い易い場所に集める。

## 第5章 大規模地震対策

(適用)

第42条 大規模地震対策特別措置法第2条13号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における措置は、前章に定めるところによるほか、本章に定めるところによる。

(大規模地震防災警戒本部の設置)

第43条 副所長又は防火・防災管理者は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに大規模地震防災警戒本部を防災センターに設置するとともに、大規模地震防災隊を編成するものとする。

2 大規模地震防災隊の編成及び任務は、原則として第22条及び第24条に定める自衛消防隊の編成及び任務によるものとする。大規模地震防災隊長（以下「隊長」という。）は、防災センター長とする。

(地震発生までにとるべき予防措置)

第44条 隊長は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに第18条に定める点検及び検査を各点検班長及び火元責任者に指示しなければならない。

(在庁者に対する伝達)

第45条 隊長は、在庁者に対し速やかに警戒宣言の内容を非常放送により伝達しなければならない。

(在庁者の調査)

第46条 隊長は、速やかに大規模地震防災隊を指揮して在庁者実数を把握しなければならない。

## 第6章 帰宅困難者対策

(家族等との安否確認のための連絡手段の確保)

第47条 防火・防災管理者は、大規模地震発生時における通話の輻輳や停電による電話の不通を想定し、職員等との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、職員等が安心して施設内に待機できるよう家族との安否確認手段を職員等に周知する。

2 職員等は、大規模地震発生時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておくこと。

3 大規模地震発生時における職員等との安否確認者は各部等の長又は各部等で予め定めた安否情報担当者とし、安否確認手段は次のとおりとする。

- (1) 安否確認システム（第1優先順位）
- (2) 災害用伝言ダイヤル（171）（第2優先順位）
- (3) 携帯電話用災害用伝言板（第3優先順位）

(家族等との安否確認の実施)

第48条 職員等は、大規模地震発生時に家族等の安否を確認し、各部長等又は安否情報担当者に報告する。

2 各部長等又は安否情報担当者は、大規模地震発生時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに職員等の安否確認を実施する。

(職員等の対応及び一斉帰宅の抑制)

第49条 職員等は、勤務時間内に大規模地震が発生した場合は、「国立感染症研究所大規模地震発生時業務継続計画」に基づく災害応急対応業務を行うとともに、防火・防災管理者は、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、来庁者に館内放送、拡声器等により「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。

2 防火・防災管理者は、大規模地震発生時に職員等及び来庁者の安全を確保するため、職員等及び来庁者が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。

施設内待機場所・・・第一会議室（管理棟2階）、他の会議室

3 職員等及び来庁者の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。

備蓄場所・備蓄品・・・別表3のとおり

4 防火・防災管理者は、職員等及び来庁者に災害時要援護者（高齢者、障がい者等）が含まれている場合を考慮し、必要に応じて次の措置を講じておく。

対象者等	具体的な対策等
高齢者・障がい者等	車いす、簡易ベッド、毛布等

(施設の安全点検)

第50条 防火・防災管理者は、大規模地震発生時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。

施設チェック項目・・・別表4のとおり

2 防火・防災管理者は、施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内に待機することを決定した場合は、次の措置を行う。

- ・施設内に設置されている消火器の危険区域付近への集約、設置位置の周知
- ・定期的な巡回監視の徹底

3 防火・防災管理者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や武蔵村山市からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに職員等及び来庁者を誘導する。

4 防火・防災管理者は、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、職員等及び来庁者へ提供するため、あらかじめ停電時を考慮した情報収集手段及び提供方法を定めておく。

情報収集手段・・・ラジオ、携帯電話ワンセグ機能、携帯型端末機器

情報提供手段・・・非常放送設備、拡声器によるアナウンス、ラジオ放送の拡声

非常用電源・・・非常放送設備、自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話用電池

5 防火・防災管理者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、安全に帰宅できるようになった場合は、災害時応急対応業務に従事しない職員等及び来庁者を可能な限り方面別に集団で帰宅させる。

## 第7章 防災教育及び訓練等

### (防災教育)

第51条 防火・防災管理者は、全職員等（協力研究員、研究生及び実習生を含む。）を対象として次の各号に掲げる事項について、講習会を実施しなければならない。

- (1) 消防、防災に関する諸規程等の周知
- (2) 防災に関する責務
- (3) その他消防・防災上必要な事項

2 講習会は、原則として、毎年春及び秋の全国火災予防運動に合わせて実施するものとする。

### (訓練の内容及び実施時期等)

第52条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を全職員等を対象として、指揮、通報連絡、消火、避難誘導、安全防護、救護、警戒等の諸活動について、自衛消防訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の自衛消防訓練は、原則として、毎年春及び秋の全国火災予防運動に合わせて実施するものとする。
- 3 訓練の内容は、別記8のとおりとする。

### (震災訓練の実施)

第53条 震災訓練は、前条の各種訓練と合わせて次により行うものとする。

実施時期	訓練内容
随時又は春、秋の火災予防運動期間に合わせて実施する。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 前条の各種訓練に応じて行うほかに地震時の初動措置要領を周知徹底させる。</li><li>○ 防災の日を中心に全職員等を対象とする総合避難訓練を実施し、避難場所広域避難場所を確認させる。</li></ul>

### (訓練の実施通知)

第54条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施する場合、別添「自衛消防訓練通知書」により北多摩西部消防署にあらかじめ通知するものとする。

### (消防機関への指導の要請)

第55条 防火・防災管理者は、訓練を実施する際に、必要と認める場合は消防機関への指導を要請するものとする。

## 第8章 防火・防災管理業務の一部委託

### (委託者からの指揮命令)

第56条 委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に

業務を実施するものとする。

- 2 防火・防災管理業務の委託については、別表1のとおりとする。
- 3 受託者は、構内及び庁舎内を定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともにその結果を業務日誌に記録し、防火・防災管理者に報告するものとする。

## 第9章 災害対策

(日常の大雨・強風対策)

第57条 大雨・強風に備え、日ごろから排水溝の清掃及び落下危険のある物の除去を図る。

- 2 停電時等でも正しい情報が入手できるよう、ラジオ等を備えておく。
- 3 土のう、排水ポンプの定期点検を行う。

(大雨・強風等に伴う災害発生時の自衛消防活動)

第58条 大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合、以下の活動を行う。

- (1) 建物内外の定期巡回
- (2) 屋外に通じる窓、扉の閉鎖
- 2 道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合、以下の活動を行う。
  - (1) 資器材の点検、排水ポンプの動作確認
  - (2) 地下部分への立入制限

(大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策)

第59条 マスク、防護衣等の大規模テロ等に伴う災害に備えた資器材を定期的に点検・整備する。

- 2 大規模テロ等に伴う災害が、自己防火対象物で発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。
- 3 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
- 4 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在庁者に確実に伝達する。
- 5 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。

(受傷事故等に対する事前の備え)

第60条 職員等の救命講習の受講等の促進を図る。

- 2 応急救護資器材を配置している場合、定期的に点検・整備を行う。

(受傷事故等発生時の活動)

第61条 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに、消防機関へ通報する。

- 2 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。
- 3 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を現場へ誘導する。
- 4 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

## 附 則

1. この消防計画は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。  
平成 3 年 9 月 1 日施行の国立予防衛生研究所村山分室消防計画は、本規程の施行の日より廃止する。
2. この消防計画は、平成 9 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
3. この消防計画は、平成 10 年 8 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
4. この消防計画は、平成 12 年 8 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
5. この消防計画は、平成 13 年 8 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
6. この消防計画は、平成 14 年 7 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
7. この消防計画は、平成 14 年 12 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
8. この消防計画は、平成 16 年 2 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
9. この消防計画は、平成 16 年 6 月 18 日に一部改正し、同日から施行する。
10. この消防計画は、平成 23 年 3 月 29 日に一部改正し、同日から施行する。
11. この消防計画は、平成 25 年 11 月 29 日に一部改正し、同日から施行する。
12. この消防計画は、平成 26 年 3 月 7 日に一部改正し、同日から施行する。